

国際結婚サービス概要書面（重要事項説明書）

本書面の内容を十分にお読みになり、よくご理解くださいますようお願いいたします。

本書面は、国際結婚相談所ネクストマッチ（運営：株式会社プラシス。以下「当社」といいます）が登録会員に対し提供するサービスの内容及び当社と登録会員の間の契約関係の概要を示すものです。当社のサービスにご満足いただくとともに、会員期間中のトラブル等を避けるために、お客様自身でも、本書面及び国際結婚サービス入会申込契約書、各種パンフレット等を必ずご確認くださいませようをお願いいたします。

本書面記載の各項目、その他サービスの特徴等につき説明を受け、十分理解いたしました。（入会申込者）

契約日	西暦 年 月 日
氏名（署名）	

1. 役務提供事業者（当社概要）

名称	国際結婚相談所ネクストマッチ（運営：株式会社プラシス）
住所	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-18-20 DK丸の内ビル 1F
代表者名	何 敬威
電話	050-5898-1845（受付時間 11:00～19:00／不定休）

2. お客様ご相談窓口

個人情報取扱いに関することを含むご相談窓口は以下の通りです。

名称	株式会社プラシス（国際結婚相談所ネクストマッチ お客様ご相談窓口）
住所	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-18-20 DK丸の内ビル 1F
電話・メール	050-5898-1845 / info@nextmatch.jp

3. 当社の提供するサービス

(1)当社の提供するサービスは、結婚を希望する者への異性（主に中国人女性その他外国籍の方を含みます）の紹介及びこれに付随関連する以下のサービスです。尚、お見合い、ご交際、ご結婚の実現を保証するものではありません。

- ① 会員情報登録事務
- ② 会員プロフィール情報の提供
- ③ お見合いセッティング（対面・オンライン）及びお見合いの立会い・サポート
- ④ ご交際・ご成婚に向けた活動のサポート（カウンセリング、通訳・文化面の助言を含む）
- ⑤ 婚姻手続・在留資格（ビザ）申請等に関する案内・サポート（申請にかかる実費・専門家報酬等は別途）
- ⑥ その他上記に付随関連するサービス

(2)サービス料等は以下の通りです。

- ① 入会金・月会費・活動サポート費：いずれも無料（0円）です。会員としての登録及び活動、カウンセラーによる相談・サポートに、これらの費用は発生しません。
- ② お見合い料：お見合い（オンライン・対面いずれも、カウンセラーのサポート付き）1回ごとに要する料金です。
- ③ 成婚料：成婚に至ったときにお支払いいただく料金です。尚、「成婚」とは、会員が当社の紹介にかかるお相手との婚約又は入籍の意思を固めたときをいいます（以下同様）。
- ④ 上記以外の料金は発生しません（お客様ご負担となる実費等は下表※欄の通りです）。

費用	金額（税込）	支払時期
入会金	0円（無料）	—
月会費	0円（無料）	—
活動サポート費	0円（無料）	—
お見合い料 （オンライン・対面とも1回につき）	8,800円	お見合い実施の都度
成婚料	880,000円	成婚に至った時
入会時費用支払い額（初期費用）合計	0円	—

※当社の料金体系は成果報酬型です。入会金・月会費・活動サポート費はいずれも無料であり、入会時にお支払いいただく費用はありません。

※サービス料等には契約日の税率により算出した消費税が含まれております。消費税の変更時にそれに合わせて料金を改定することがあります。

※上記の表記以外に当社からご請求する費用はありません。但し、お見合い・デート時の交通費、飲食代、結納金、指輪、披露宴等の個人的な費用、及び成婚後の婚姻手続・在留資格（ビザ）申請にかかる実費・専門家報酬等はお客様のご負担となります。

(3)支払い時期及び支払い方法

- ① 入会時にお支払いいただく費用はありません。
- ② お見合い料は、お見合い実施の都度、当社の指定する期日までに、銀行振込にて支払うものとします。
- ③ 成婚料は、成婚に至った日から10日以内に、銀行振込にて支払うものとします。
- ④ 銀行振込にかかる手数料は会員のご負担となります。尚、当社と会員間の合意により、これとは異なる支払い方法・支払い日を定めることがあります。

(4)サービス提供期間等

- ① サービス提供期間は、入会日から1年間となります。期間満了の30日前までに会員又は当社から契約を更新しない旨の申し出がない場合、本契約は同一条件で自動的に1年間更新されます（更新料は不要です）。
- ② サービス提供開始日は、入会日とします。終了日は、クーリング・オフ、中途解約時、成婚に至った時、会員期間が満了し更新を行わなかった時、又は国際結婚サービス入会申込契約書に定める登録抹消事由に該当し退会となる時とします。
- ③ 交際中、お見合いが成立しているもの、及びお見合い申込中で返事待ちのものがあるときに退会する場合は、それらを終了あるいはキャンセル等をした上で退会するものとします。

4. クーリング・オフ

- ① 会員は、国際結婚サービス入会申込契約書を受領した日から8日間を経過するまでは、書面又は電磁的記録により会員登録に関する契約の解除（クーリング・オフ）ができます。
- ② 会員は、当社若しくはその役職員が①に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのために①の解除を行わなかった場合、当社から①に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により会員登録に関する契約の解除ができます。
- ③ ①の解除は、その解除を行う旨の書面又は電磁的記録を発したときにその効力を生じます。
- ④ ①の解除があった場合において、当社は、その解除をした会員に対し、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。
- ⑤ ①の解除があった場合において、既に一部のサービスが提供されていても、当社は、その解除をした会員に対し、サービス料その他の金銭の支払いを請求することはできません。
- ⑥ ①の解除があった場合において、当社がその解除をした会員から金銭を受け取っているときは、速やかにその解除をした会員に対しこれを返還しなければなりません。

5. 中途解約

(1)会員は、国際結婚サービス入会申込契約書を受領した日から8日を経過した後（当社若しくはその役職員が前条に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのためにクーリング・オフを行わなかった場合、当社から前条に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日を経過した後）においては、将来に向かって会員登録に関する契約の解除（中途解約）ができます。

(2)当社は、前項の規定により会員登録に関する契約が解除されたときは、その解除をした会員に対し、次の各号に定める額を超える額の金銭の支払いを請求することができません。

- ① その解除がサービス提供開始後である場合は次の合計額
 - ・ 提供されたサービスの対価に相当する額
 - ・ 2万円又は契約残額の20%のいずれか低い額
- ② その解除がサービス提供開始前である場合 3万円までの額

(3)当社の料金体系では、中途解約に際して違約金・解約金をいただくことはありません。実施済みのお見合いにかかる未払いのお見合い料がある場合は、お支払いいただきます。

6. 中途解約時の返金

(1)中途解約時において、未提供役務に相当する前受金がある場合、当該相当額を返金するものとします。尚、当社の料金体系では入会金・月会費・活動サポート費をいただいておりますが、前受金は原則として発生しません。

(2)成婚料は成婚に至ったときに発生する料金であるため、成婚に至らずに退会される場合、成婚料をお支払いいただく必要はありません。

7. 登録抹消時の返金

国際結婚サービス入会申込契約書に定める登録抹消事由に該当し退会となる場合は、受領金の返金はいりません。

8. 契約更新、活動休止及び退会

契約更新、活動休止（プロフィール非公開）及び退会については、国際結婚サービス入会申込契約書に記載の通り、所定の手続きに従って行います。

9. 効力の可分性

国際結婚サービス入会申込契約書の条項の一部に無効な部分があったとしても、その無効は他の条項の有効性に影響を与えません。

10. 保全措置

当社は、前受金を受領しない料金体系としているため、前受金についての保全措置は講じていません。

11. 個人情報の取扱い

個人情報取扱いに関する事項は国際結婚サービス入会申込契約書第 12 条、第 13 条に記載の通りです。

12. 反社会的勢力の排除

会員が暴力団等の反社会的勢力の関係者又はこれに準ずる者であることが判明した場合は、国際結婚サービス入会申込契約書第 10 条に基づき、直ちに当該会員の登録を抹消するものとします。

国際結婚サービス入会申込契約書

本書面の内容を十分にお読みになり、よくご理解くださいますようお願いいたします。

入会申込者

契約日	西暦 年 月 日
氏名（署名）	
住所	
電話	
確認	☐ 本契約の前に概要書面（重要事項説明書）に沿って契約内容について説明を受け、概要書面の内容を確認・受領しました。

役務提供事業者（当社概要）

名称	国際結婚相談所ネクストマッチ（運営：株式会社プラシス）
住所	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-18-20 DK丸の内ビル1F
代表者名	何 敬威
電話	050-5898-1845（受付時間 11:00～19:00／不定休）

お客様ご相談窓口（個人情報取扱いに関することも含む）

名称	株式会社プラシス（国際結婚相談所ネクストマッチ お客様ご相談窓口）
住所	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-18-20 DK丸の内ビル1F
電話・メール	050-5898-1845 / info@nextmatch.jp

サービス料等

費用	金額（税込）	支払時期
入会金	0円（無料）	—
月会費	0円（無料）	—
活動サポート費	0円（無料）	—
お見合い料 （オンライン・対面とも1回につき）	8,800円	お見合い実施の都度
成婚料	880,000円	成婚に至った時
入会時費用支払い額（初期費用）合計	0円	—

※当社の料金体系は成果報酬型です。入会金・月会費・活動サポート費はいずれも無料であり、入会時にお支払いいただく費用はありません。

※サービス料等には契約日の税率により算出した消費税が含まれております。消費税の変更時にそれに合わせて料金を改定することがあります。

※上記の表記以外に当社からご請求する費用はありません。但し、お見合い・デート時の交通費、飲食代、結納金、指輪、披露宴等の個人的な費用、及び成婚後の婚姻手続・在留資格（ビザ）申請にかかる実費・専門家報酬等はお客様のご負担となります。

第1条（会員）

- 会員とは、「本契約書面」「国際結婚サービス概要書面（重要事項説明書）」その他当社作成の書面を熟読し、その内容を理解した上で、本契約書面に必要事項を記入して当社に入会を申し込み、当社によって会員登録を認められた者をいいます。
- 本契約書面と本契約書面以外の書面で内容の相違があった場合は、後者の定めを優先するものとします。

第2条（会員資格）

- 会員となるには、次の条件を満たす必要があります。
 - (1)本契約書面、その他当社作成の書面を熟読し、理解した上、当社所定書面に所定事項を記入し、当社に提出すること
 - (2)20歳以上の独身で、一定の住所を有すること

- (3)定職に就き、安定した収入があること
 - (4)被保佐人、被後見人でないこと
 - (5)暴力団等の反社会的勢力関係者又はこれに準ずる者でないこと
2. 入会にあたっては、次の書類をご提出いただきます。提出書類は返却いたしません（一定期間保管後、当社が責任を持って破棄いたします）。
- (1)住民票（3ヶ月以内のもの。マイナンバー記載のない書式）
 - (2)独身証明書（3ヶ月以内のもの。戸籍謄本でも可）
 - (3)身分証明書のコピー（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等の顔写真付きのもの）
 - (4)収入証明書（直近の源泉徴収票。自営業の方は所得証明書等）
 - (5)プロフィール掲載用写真（3ヶ月以内に撮影したもの）

第3条（当社の提供するサービス）

当社の提供するサービスは、結婚を希望する者への異性（主に中国人女性その他外国籍の方を含みます）の紹介及びこれに付随関連する以下のサービスです。尚、お見合い、ご交際、ご結婚の実現を保証するものではありません。

- (1)会員情報登録事務
- (2)会員プロフィール情報の提供
- (3)お見合いセッティング（対面・オンライン）及びお見合いの立会い・サポート
- (4)ご交際・ご成婚に向けた活動のサポート（カウンセリング、通訳・文化面の助言を含む）
- (5)婚姻手続・在留資格（ビザ）申請等に関する案内・サポート（申請にかかる実費・専門家報酬等は別途）
- (6)その他上記に付随関連するサービス

第4条（サービス料等）

1. 本契約における各種サービス料は以下の通りです。
- (1)入会金・月会費・活動サポート費：いずれも無料（0円）とします。
 - (2)お見合い料：お見合い（オンライン・対面いずれも、カウンセラーのサポート付き）1回につき8,800円（税込）とします。
 - (3)成婚料：880,000円（税込）とし、成婚に至ったときにお支払いいただきます。尚、「成婚」とは、会員が当社の紹介にかかるお相手との婚約又は入籍の意思を固めたときをいいます（以下同様）。
 - (4)前各号の表記以外に当社から請求する費用はありません。但し、お見合い・デート時の交通費、飲食代、結納金、指輪、披露宴等の個人的な費用、及び成婚後の婚姻手続・在留資格（ビザ）申請にかかる実費・専門家報酬等は会員の負担とします。
2. 支払い時期及び支払い方法は、以下の通りです。
- (1)お見合い料は、お見合い実施の都度、当社の指定する期日までに、銀行振込にて支払うものとします。
 - (2)成婚料は、成婚に至った日から10日以内に、銀行振込にて支払うものとします。
 - (3)銀行振込にかかる手数料は会員の負担とします。尚、当社と会員間の合意により、これとは異なる支払い方法・支払い日を定めることがあります。

第5条（サービス提供期間等）

- 1. サービス提供期間は、ご入会日から1年間となります。期間満了の30日前までに会員又は当社から契約を更新しない旨の申し出がない場合、本契約は同一条件で自動的に1年間更新されるものとします（更新料は不要です）。
- 2. 会員は、当社所定の方法により申し出ることにより、活動を休止（プロフィール非公開）することができます。休止期間中も費用は発生しません。
- 3. 交際中、お見合いが成立しているもの、及びお見合い申込中で返事待ちのものがあるときに退会する場合は、それらを終了あるいはキャンセル等をした上で退会するものとします。
- 4. 成婚退会、退会をご希望の場合は、当社所定の届出をご提出ください。

第6条（保全措置）

当社は、前受金を受領しない料金体系としているため、前受金についての保全措置は講じていません。

第7条（クーリング・オフ）

1. 会員は、国際結婚サービス入会申込契約書を受領した日から8日間を経過するまでは、書面又は電磁的記録により会員登録に関する契約の解除（クーリング・オフ）ができます。
2. 会員は、当社若しくはその役職員が第1項に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのために第1項の解除を行わなかった場合、当社から第1項に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日間を経過するまでは、書面又は電磁的記録により会員登録に関する契約の解除ができます。
3. 第1項の解除は、その解除を行う旨の書面又は電磁的記録を発したときにその効力を生じます。
4. 第1項の解除があった場合において、当社は、その解除をした会員に対し、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。
5. 第1項の解除があった場合において、既に一部のサービスが提供されていても、当社は、その解除をした会員に対し、サービス料その他の金銭の支払いを請求することはできません。
6. 第1項の解除があった場合において、当社がその解除をした会員から金銭を受け取っているときは、速やかにその解除をした会員に対しこれを返還しなければなりません。

第8条（中途解約）

1. 会員は、本契約書面を受領した日から8日間を経過した後（当社若しくはその役職員が前条に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのために前条の解除を行わなかった場合、当社から前条に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日間を経過した後）においては、将来に向かって会員登録に関する契約の解除ができます。
2. 当社は、前項の規定により会員登録に関する契約が解除されたときは、その解除をした会員に対し、次の各号に定める額を超える額の金銭の支払いを請求することができません。
 - (1) その解除がサービス提供開始後である場合は次の合計額
 - ・ 提供されたサービスの対価に相当する額
 - ・ 2万円又は契約残額の20%のいずれか低い額
 - (2) その解除がサービス提供開始前である場合 3万円までの額
3. 中途解約時において、未提供役務に相当する前受金がある場合、当該相当額を返金するものとします。尚、当社の料金体系では前受金は原則として発生しません。また、成婚に至らずに解約・退会する場合、成婚料は発生しません。

第9条（会員の責務）

以下に定める会員の責務を怠ったことに起因する一切の損害と負担は、会員に帰属するものとします。

1. 会員活動は自己の結婚相手を探す目的のみで行わなければなりません。営利目的・営業活動などを目的とする行為、他の会員に対し、又は他の利用者を通じて第三者に対し、サービス、物品等の販売、宗教の勧誘、会員間で金銭授受・貸借、その他これらに準ずるような行為をしてはなりません。
2. 在留資格の取得その他結婚以外の目的のために本サービスを利用してはなりません。
3. 提出書類、及びその他登録事項に虚偽の内容を記載してはなりません。
4. 提出情報に変更があった場合、直ちに所定方法にて登録事項を変更、又は当社に届け出なければなりません。
5. 自己のプロフィールやその他会員情報が、入会希望者や会員によって閲覧されることを予め承諾します。
6. 会員情報の内容やお見合いの相手の個人情報など、当社を通じて入手した情報を当社の許可なく印刷、改ざん、廃棄、流用、及び第三者への漏洩などをしてはなりません。
7. 会員活動において知り得た他の会員及び当社、又は第三者を差別もしくは誹謗中傷したり、名誉、信用を毀損する行為をしてはなりません。また、手段を問わず、交際を強要する行為、つきまとい、待ち伏せその他のストーカー行為をしてはなりません。当社を通じて交際終了の連絡を受けた場合、直ちに通信・交際を停止・終了し、知り得た個人情報 は速やかにその登録を削除しなければなりません。
8. 会員活動における自己の行為について一切の責任を負うものとし、その過程又は結果において、自己、他の会員もしくは第三者に損害が生じた場合、自己の責任と負担において解決するものとし、当社は何らの責任を負うものではありません。
9. 会員たる地位、及び当社から付与された会員ID、パスワード等を第三者に提供、譲渡、貸与、販売、名義変更等、及び担保に供する行為をしてはなりません。
10. 会員ID及びパスワードを盗用された場合は速やかに当社に連絡しなければなりません。尚、会員の故意又は過失により第三者が当該会員の会員ID及びパスワードを不正に使用したことにより生じた損害については、自己の責任と負担において解決しなければなりません。
11. 他の会員の会員ID、パスワードを使用してはなりません。
12. サービスやシステムに対する過度の批判的言動や変更を求める行為、契約内容を超えた何らかの作為又は不作為を求める行為をしてはなりません。

13. 会員情報の内容やお見合いの相手の個人情報など、当社を通じて入手した情報を自動化された手段（情報収集ロボット、ロボット、スパイダー、スクレーパーなど）を使用して収集してはなりません。なお、本記載は例示的なものであり、その他の目的外利用を許容するものではありません。

14. 上記各項の他、会員は、本契約に反する行為、なりすまし行為、法令、公序良俗に反する行為、当社の運営を妨害する行為、その他、他の会員、当社又は第三者に不利益を与える行為をしてはなりません。

第10条（登録抹消）

1. 当社は、会員が会員の責務、その他本契約にて定める事項に違反し、当社が登録抹消を相当と判断した場合は、直ちに当該会員の登録を抹消するものとします。

2. 会員登録を抹消された会員は、会員としての権利をすべて失うものとし、登録抹消前に負担した義務又は債務については引き続き負担するものとします。

3. 第1項に該当し退会となる場合は、第8条第3項に該当しないため、受領金の返金はいりません。

第11条（サービス提供の停止、終了）

1. 当社は、会員が次の事由に該当する場合は、疑義の程度及び重大性に照らして、当社の裁量でサービス提供を停止することができ、当社が適当と判断する方法による調査でも疑義の払拭又は事態の改善がなされないと判断した場合、前条第1項に基づき登録を抹消することができます。

(1)会員の責務に違反していることが疑われる事情があり、当社において更なる調査が必要と判断した場合

(2)会員資格を満たしていないと疑われる事情があり、当社において更なる調査が必要と判断した場合

(3)会員資格を満たしている場合でも、現在及び過去の犯罪行為が疑われる事情があり、当社において更なる調査が必要と判断した場合

(4)当社、会員又は第三者に回復困難な損害発生可能性があり、当社がその損害発生回避のために必要であると判断した場合

(5)当社に届け出た連絡先に対し、当社から1ヶ月以上連絡が取れない場合

2. サービス提供は、次に掲げる場合に終了します。

(1)会員登録に関する契約が解除された場合

(2)会員期間が満了し更新を行わなかった場合

(3)会員登録が抹消された場合

(4)会員が成婚に至った場合

(5)会員が死亡した場合

第12条（個人情報の保護）

1. 当社は、取得した個人情報（氏名又は個人を特定できる情報や住所、連絡先、学歴、家族構成、宗教の有無等の機微な個人情報、また会員本人の意思によって知り得た（当社に伝えられた）個人情報を含む）を当社及び当社業務提携先の提供するサービス、イベント、パーティー、セミナー等の広告、宣伝、情報提供のために利用します。

2. 当社は、前項の利用目的の範囲を超えた個人情報の取扱いをしません。

3. 当社は、会員情報について、当社利用のシステムの故障による消失を防止するため必要な措置をとるものとします。また、会員は、やむを得ない事由により本サービス用設備が故障した場合、会員情報が消失することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

4. 当社は、本人から個人情報の開示、訂正又は削除の依頼を受けた場合は、当社の手続き規定に従って速やかに対応します。

5. 当社は、個人情報への不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、漏洩などの危険に対して、安全対策を継続的に講じるよう努めます。

6. 個人情報に関する問い合わせ、開示、訂正又は削除の依頼は、当社の個人情報保護管理者（お客様ご相談窓口）にて対応します。

第13条（同意による個人情報の開示、匿名加工情報の利用）

1. 当社は、サービス提供を目的として、当社会員に対し、会員のプロフィールデータその他のサービス利用に係る情報（以下「会員データ」といいます）を開示するものとします。「氏名」「メールアドレス」「電話番号」については、交際が成立した会員間において、当社を通じて開示します。尚、その他の開示は以下の場合になされます。

(1)会員の同意を得た場合

(2)裁判所の命令、法令に基づく照会及び強制的な処分、その他裁判所及び行政の判断に従う場合

(3)サービスの利用に係る金銭債務の特定、支払い及び回収に必要な範囲において、金融機関又は取引先等に情報を開示する場合

(4)サービスの向上、新規サービスの開発、その他の業務に利用する目的において、会員個人を特定できない状態に加工した統計資料を作成し、これを業務提携先に開示する場合

(5)個人情報の適切管理を契約により義務づけた業務提携先に対し、業務を遂行する範囲において個人情報を開示する場合

(6)当社又は前号の業務提携先に関する広告、宣伝その他情報提供の目的で電子メール等を送付するために、当該業務提携先に開示する場合

2. 匿名加工情報（特定の個人を識別できないように会員データを加工した情報）は、マッチング率向上を目的として、マッチングロジックの研究開発等を行うために利用します。また、婚活サービス利用に役立つデータ等の還元を目的として集計等を行うために利用します。

第 14 条（会員情報等の掲載停止、削除）

当社は、運営上不適当と判断した情報を、当社が定める運用方針に従い掲載停止又は削除することができます。但し当社は、当該情報を掲載停止又は削除する義務を負うものではありません。

第 15 条（サービスの中断、中止）

1. 当社は、以下に該当すると判断した場合、サービスを一時的に中断し又は恒久的に中止する場合があります。この場合、原則として事前に告知しますが、緊急の場合には告知なしに行うことがあります。これにより会員に損害が発生した場合の免責は、第 18 条で定める通りです。

(1)火災、停電、地震、台風、戦争、暴動、労働争議、その他当社の責に帰さない事由により、サービスの提供ができない場合

(2)行政その他よりサービス又は運営を禁じられた場合

(3)当社利用のシステムに関して、次項各号で定める事由が発生した場合

(4)その他、システム提供会社がサービスの一時的な中断を必要と判断した場合

2. システムの提供は、以下の事情で一時的に中断し、又は恒久的に中止される場合があります。

(1)システム提供会社の設備の保守上又は工事上やむを得ない場合

(2)システム提供会社の設備に障害が発生した場合

(3)システム提供会社が利用する電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止又は中断することによりシステムの提供を行うことができない場合

(4)何らかの原因による電力供給の不足があった場合

(5)天災、地変、戦争、暴動その他不可抗力による場合

(6)悪意ある第三者による不正なプログラム等が侵入した場合

第 16 条（キャンセル料等）

1. 成立したお見合いを会員の都合でキャンセルする場合、会員は当社に対し、お見合い料と同額（8,800 円・税込）のキャンセル料を支払うものとします。

2. お見合い当日のキャンセルの場合、及び、15 分以上の遅刻をしたことでお見合いが不可能と相手方が判断した場合も、前項と同様とします。尚、お見合い料を既にお支払いいただいている場合、当該お見合い料をもってキャンセル料に充当し、追加のご請求はいたしません。

3. 成婚を隠べいして退会した場合、会員は当社に対し所定の成婚料相当の違約金を支払うものとします。

第 17 条（損害賠償）

会員は、他の会員、当社又は第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任と負担においてその損害を賠償しなければなりません。

第 18 条（免責事項）

1. 当社は、以下の事項につき、その責任を負いません。

(1)当社の責に帰さない事由により生じた損害については、当社は、賠償責任を負わないものとします。なお、本号でいう損害には、第 15 条で定める事項に起因して発生した損害も含まれるものとします。

(2)当社が会員に提供するデータ等について、その完全性、正確性、適法性、有用性等に関して責任を負いません。また、常にプロフィールの記載事項を証明・保証するものではありません。

(3)当社の責に帰さない事由により会員情報が消失し、又は、他者により改ざんされた場合、当社は、技術的に可能な範囲で情報の復旧に努めるものとし、この消失又は改ざんにより生じた一切の損害の賠償義務を免れるものとします。

(4)当社の責に帰さない事由によりシステムの利用を通じて会員のパーソナルコンピュータ等にウイルスが侵入し損害が生じた場合、当社は、その一切の責任を負いません。

(5)当社の責に帰さない事由により、サービス利用に起因して生じた会員間の紛争、事故又は被害について、当社は、一切の責任を負いません。

2. 当社は、本契約に基づく会員によるサービス利用に関連して当社が会員に対し損害賠償責任を負う場合、当社に故意又は過失があることを除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、当該会員に現実に発生した通常損害の範囲に限られ、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益を含む間接損害を含まないものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日の直前 1 年間に当社が当該会員から受領した料金の総額を超えないものとします。

第 19 条（可分性）

本契約の条項の一部に無効な部分があったとしても、その無効は他の条項の有効性に影響を与えません。

第 20 条（準拠法）

本契約は日本法に準拠して解釈されるものとします。

第 21 条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、当社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

本契約締結の証として、本書を電磁的記録により作成し、当社及び入会申込者が電子署名を行うものとします。

締結日	西暦 年 月 日
当社 （電子署名）	国際結婚相談所ネクストマッチ（運営：株式会社プラシス） 愛知県名古屋市中区丸の内 2-18-20 DK 丸の内ビル 1F 代表者 何 敬威
入会申込者 （電子署名）	住所 氏名